

予算決算常任委員会記録

令和 7 年 6 月 1 2 日

令和 7 年 6 月 1 3 日

令和 7 年 6 月 1 9 日

大 治 町 議 会

予算決算常任委員会
(総務建設分科会)

令和7年6月12日

大治町議会 予算決算常任委員会記録（総務建設分科会）

招 集 年 月 日	令和 7 年 6 月 1 2 日
招 集 場 所	大治町役場 第 1 委員会室
開 会	6 月 1 2 日 午前 1 0 時 0 8 分（第 1 日）
出 席 委 員	2 番：八神太紀 4 番：後藤田麻美子 5 番：鈴木康友 7 番：三輪明広 8 番：若山照洋 11 番：吉原経夫
欠 席 委 員	な し
委員外議員	1 番：池田耕介 3 番：手嶋いずみ 6 番：鈴木 満 9 番：松本英隆
会議事件説明 のため出席し た者の職氏名	町長：村上昌生 教育長：平野香代子 総務部長：大西英樹 建設部長：三輪恒裕 建設部雨水対策監兼都市整備課長：済田茂夫 企画政策課長：吉田美穂 財政課長：富田伸司 防災危機管理課長：山田繁樹 都市整備課主幹：八神幸夫 産業環境課長：伊藤高雄
職務のため出席 した者の職氏名	議会事務局長：横井宗宣 係長：櫛田初代
付 託 事 件	議案第 3 9 号 令和 7 年度大治町一般会計補正予算（第 1 号） 議案第 4 2 号 大治町土地開発基金条例の一部を改正する条例について

令和 7 年 6 月大治町議会定例会議事日程
予算決算常任委員会（総務建設分科会）審査日程

（第 1 日）

令和 7 年 6 月 1 2 日（木）午前 1 0 時 0 8 分開会

1 開 会 宣 告

2 審査日程の報告

日程第 1 議案第 3 9 号 令和 7 年度大治町一般会計補正予算（第 1 号）

日程第 2 議案第 4 2 号 大治町土地開発基金条例の一部を改正する条例について

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時08分 開会

◎総務建設分科会委員長 三輪 明広

ただいまの出席委員は6人です。定足数に達していますので、ただいまから予算決算常任委員会総務建設分科会を開会します。

本分科会が担当する案件について、御手元に配付の日程のとおり審査を行ってまいります。

これから本日の会議に入ります。

なお、分科会におきましては、討論・採決は行わず、質疑のみを行いますので、質疑は簡潔にお願いします。

議案の討論・採決は予算決算常任委員会全体会また本会議において行います。

日程第1、議案第39号令和7年度大治町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

議場で提案説明がありましたので、直ちに質疑に入ります。

質疑のある方どうぞ。

◎八神 太紀委員

26ページ、消防設備備品についてお聞きします。議案説明のときに内訳も説明いただいたと思うんですけども、済みません、再度説明をお願いいたします。

◎防災危機管理課長 山田 繁樹

消防施設整備費補助金の件です。まず内訳としまして、火の見やぐら撤去及びホース干しの設置としまして356万4000円。防火水槽の修繕としまして29万円。合計385万4000円になります。以上です。

◎八神 太紀委員

今火の見やぐらの撤去とホースで350万とお聞きしたんですけども、こちらのさらに詳細の内訳をお願いいたします。

◎防災危機管理課長 山田 繁樹

火の見やぐらの撤去及びホース干しの詳細ということでございます。まず解体工事としまして97万、消防設備設置工事これホース干しの設置になりますが、こちらが160万7000円、それに伴う電気設備工事としまして55万、土間復旧工事としまして20万7000円、諸経費26万6000円、合計360万円の消費税36万円の396万円が合計になります。それの10分の9の補助になりますので356万4000円の補助という形になります。以上です。

◎総務建設分科会委員長 三輪 明広

他にありますか。

◎後藤田 麻美子委員。

ページ数15・16ページですが、議案説明も少しありましたがもちょうともう少し詳しく教えていただきたいんですが、この内容というのは交付金から一般会計に組み替えされると思うんですが、内容というのは変わりませんか。

◎総務建設分科会委員長 三輪 明広

暫時休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時12分 休憩

午前10時12分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

◎総務建設分科会委員長 三輪 明広

休憩前に引き続き会議を開きます。

防災危機管理課長。

◎防災危機管理課長 山田 繁樹

契約内容については変わりません。もともと令和7年の9月までの契約で実施しておりました。それ以降が新たな契約になる予定でしたが、そこはやらないということになりましたので、内容自体は変わっておりません。以上です。

◎総務建設分科会委員長 三輪 明広

他にありますか。

◎後藤田 麻美子委員

じゃあ今青パトは何人でやってらっしゃるんでしょうか。

◎防災危機管理課長 山田 繁樹

青色防犯パトロール業務につきましては、1回2名で実施しております。以上です。

◎総務建設分科会委員長 三輪 明広

他にありますか。

◎後藤田 麻美子委員

私たち自身もボランティアで2週間に1回昼間、また週1回昼間か夜8時からやって、白ゆり会というのがありますが、やっています。犯罪が減ったことについては、本当に努力のたまものだと思っておりますので、今後もいろんな形で内容的にもいろいろ規制されると思うんですが引き続きよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

◎総務建設分科会委員長 三輪 明広

他にありますか。

◎吉原 経夫委員

青パトですが、他の委員も言われたようにボランティアでやっていただいて無償で、非常にこれはうれしいことで大変助かっております。ただ、質疑の中で侵入盗なり自動車盗が減ったと成果でうたっておりますが、これですね、当然町の契約している青パト

の成果もあるかもしれませんが、そういうボランティアの方の成果が私は大きいと思います。それに関してどのようにお考えなのかちょっとそこら辺お聞きしたいと思います。

◎防災危機管理課長 山田 繁樹

そうですね青色防犯パトロールやっただけでいる自主防犯団体さんだけではなくて、町内にも防犯団体さん、自主防犯団体さんほかにもあります。それぞれのできる範疇での活動というのをさせていただいております。大変ありがたいことであります。町としてもそういった団体にもこれからもですね、今までも継続して支援というのはしておりますが、今後も支援というのはしていきたいと考えております。以上です。

◎吉原 経夫委員

ですから、質疑の中で侵入盗が62件から10件、自動車盗が18件が4件に減ったと。この契約している青パトをですね、町が契約している青パトだけの成果ではなくて、そういうボランティアの方とかほかの町民皆様の協力のたまものだと私は思うんですが、これもやっぱり全て契約したとこだけの成果ではないんで、ちょっとこれからしっかり考えていただきたいというのと、10月からとにかく町はやめちゃうわけですね。ちょっとそういうボランティアの方の役割って非常に大きくなってくると思うんで、町としての考えをもう少し教えてもらえたらと思いますが。

◎総務部長 大西 英樹

防犯活動というのはですね、この啓発ですね、心に訴えていくというところと、あとは犯罪を阻止するということでそういう多角的に捉えるんですけど、何かの活動をしたからどれぐらいの成果があったかっていうのを指標として判断するというのは非常に難しい案件だと思います。例えば自動車盗はなくなったけれども、自転車盗はなくなったけれども空き巣が増えたとかいろんなことがあると思うんですね。青パトというのはドライブレコーダー積んでおりますので、ある意味動く防犯カメラということで、私は非常に有効だというふうに思っております。今回行革ということもありますけれども、下半期の契約は行わないということではありますが、これによって防犯活動を停滞させる低下させるわけにはいきませんので、町の職員いろいろ配達とか回っている職員もおりますので、そういったところできちっと啓発をしていきたいと思っております。

それから、団体の皆様には白ゆり会初めいろんな防犯団体が地区のほうで行ってございまして、日夜歩いて活動していて、これは大変ありがたいと思っておりますので、連絡会、連絡協議会とかいろんな啓発活動とか、町と警察と一体となってやっております。こういったところがどういうふうに効果があるかっていうのは非常に難しいところではありますが、1件でもそういう犯罪をなくしているんだろうというふうに思っております。

それから、もう1点青パト関連でいきますと、町の公共施設でありますけれども防犯

カメラを順次つけさせていただいております。これは施設の防犯も含めてでもありますけども周辺道路にもプライバシーには十分注意してはございますけれども、設置をさせていただいております。こういった多角的にいろんな手法で防犯に努めていきたいと、これは町の考えでございます。以上です。

◎総務建設分科会委員長 三輪 明広

他にありますか。

◎吉原 経夫委員

町の防犯に対するね、心構えというか、それを言うていただきましてありがとうございます。本来だったら町長に聞いたかったんですが、総務部長が答えられたということでこの件は終了して他の件に移ります。

19ページ、物価高騰対策支援金交付事業（事業者支援分）なんですけど、これは限度額が大抵決まってる。だから例えば、いろんな報酬ですとか、職員手当等に充てると交付する分が減っちゃうということになると思うんですよ。ただ、ちょっと議題外かもしれませんが、18ページのほうの支援金になるとこれは不足給付分だから、不足しても全部かかったものは全部限度関係なく国が補填してくれると思うんですよ。ですから、考え方として職員の人件費を国が見てくれないわけですね。ただ、残業手当で見てくれますが、会計年度任用職員は見てくれてるということで、限度があるものはなるべくそういう経費を使わないように、限度がないものに関してはなるべくそういうふうに会計年度任用職員など採用していったほうがいいと思うんですがそこら辺ですね。補助金の取り方の考え方ちょっと、財政当局にお聞きしたいんですが。

◎総務部長 大西 英樹

今回、19ページ20ページの質問と17・18両方の質問ということで捉えてよろしいでしょうか。ちょっと前後しますけどまず17・18ページの物価高騰。これは物価高騰の中でもこの事業は国が指定してますね。これをやる上でどういった体制でどういうシステムを使ってやっていくかといういろんな手法があると思いますけれども、町としてこのような体制でやっていきたいと。委員おっしゃるように、国はこういう施策を推奨しても人はいただけないですね。なので、町の職員も通常の業務をそのまま抱えつつ、この短期間でやるということでありますので、業務委託かけたりやってるわけですね。時間外と。19・20ページの案件につきましては、これは町として各部局と調整した上で町長の御了解をいただいて事業者の支援をしていきたいということでやってまいりますが、おっしゃるように限度額がございます。いろいろと、ここも産業環境課で対応させていただきましても、まずこれも通常の業務を抱えながらやっていくんだというところの中で、私ども財政当局としては担当課からいただいたこの予算見積りについては、非常に自分たちでもやれることはやるということで精査をして、必要最低限の経費で補正を上げていただいたと。そういう認識でおりますので、ただ、通常の業務に支障があつて



はいけませんし、今回新たに始めるこの事業にミス等があってはいけないものですから、そこら辺は万全の体制で予算を組ませていただきましたということでございます。以上です。

◎吉原 経夫委員。

私聞きたかったのは、国の補助金で限度が決められている。例えばこの場合だと事業者支援分は限度が決められてるわけ。だから、いろんな経費見て、数字を見ちゃうと、事業者支援分、直接事業者支援に回る分が減っていると。最後の物価高騰対策支援金になる分減っちゃうと。ただ、ちょっと議題外かもかもませんが内容的に不足額給付分なんかだと、不足額給付分全部持ってくれるわけだから、こちらのほうで会計年度任用職員とか採用していけば、その分は全部県国が持ってくれるんじゃないかなと僕は思うんですよ。だから、そういう体制のとり方ね。それも国が補助金を持ってくれるんだったら、限度関係なし持ってくれるならそちらのほうで会計年度任用職員を雇うとかして、限度が決まっていて、会計年度任用職員を雇っちゃうとその分支援を直接支援に回る分が減っちゃうわけだから、そこら辺の使い方、それはどうなのかということをお聞きしたいんですよ。

◎総務部長 大西 英樹

これは補助金の名前は一緒なんですけど、不足額給付分とそれから事業者支援分という支援分ということでメニューが違うんですね。メニューの中の相互の流用というのはできませんので。今おっしゃられるのは、恐らく18ページの事業で会計年度を雇っておけば、こっちは全部補助の対象だろうと。ですが、その方の人件費を使って20ページの事業をやるわけにはいきませんから。そこは分かれているわけです。という御理解をいただきたいと。

◎吉原 経夫委員

だから、正規職員が通常業務でやると、当然、人件費でないか通常業務になるべくやらないようにして、会計年度任用職員にこういう限度が決まってないのをやってもらえば、その分正規職員の仕事も減るし、そこら辺ですね正規職員の時間外勤務手当が出てくるってことは、正規職員が通常業務やらないで時間外だけでやってるわけじゃなくて、時間内をやった上で時間外もやるということだと思ってるので、逆に、仕事としてやってもらえるなら不足額給付分ちょっと議題外かもしれませんが、会計年度任用職員をそこで雇ってその中で仕事、正規職員の仕事を減らす。そちらのほうの方が有効じゃないかなと。もう上限決まっているものに関してはもう会計年度任用職員の経費を見ると、直接支援分が減っちゃうわけだから、当然それぞれの部署から予算要求出てくるんだろうけど、財政当局でちょっとそこら辺はチェックというか吟味というか、してもらえたらよかったのではないかなと思うんですが、それは難しい話なんですか。

◎総務部長 大西 英樹

委員がおっしゃるのを僕は全部理解しているかどうかちょっと分かりませんが、職員を相互に利用し合ってやっていくっていうそういう意味ですか。

◎総務建設分科会委員長 三輪 明広

暫時休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時25分 休憩

午前10時27分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

◎総務建設分科会委員長 三輪 明広

休憩前に引き続き会議を開きます。

他にありますか。

はい、鈴木委員。

◎鈴木 康友委員

11ページ12ページ、財政調整繰入金。このたび、551万7000円の繰り入れをされてみえますけれども、これで見込みの残高ってどれぐらいになるかって、お答えいただけますでしょうか。

◎財政課長 富田 伸司

今回予算お認めいただきましたら、あくまで予算ベースになりますが、残高見込みといたしまして2億7120万8804円となります。

◎総務建設分科会委員長 三輪 明広

他にありますか。

◎鈴木 康友委員

21ページ、22ページ、道路ストック修繕事業費。こちらの、今回行わなかった片側車線の部分については来年度等で最優先修繕箇所になりますでしょうか。

◎建設部雨水対策監兼都市整備課長 済田 茂夫

委員おっしゃるとおり、今回できない片側車線につきましては8年度の要望をしていく予定でございますのでよろしくお願いいたします。

◎鈴木 康友委員

今回交付金があり、国庫支出金、交付金がおりなかったということで片側車線できなかったということなんです、今回のこのできなかった部分を来年度に延ばしたということになりますが、来年度の本来予定していた修繕箇所に加えてその補修部分が発生してくるのか。それとも今回の部分が来年度に先送りになったことによって来年の修繕箇所が減るのか。このあたりは今のところどのような考え方でしょうか。

◎建設部雨水対策監兼都市整備課長 済田 茂夫

予定では来年度やるとこはもう既に課の中では担当課では決まっております。それに

つけ加えて今年度やれないところを追加で持っていく予定でいますのでよろしくお願いします。

◎総務建設分科会委員長 三輪 明広

他にありますか。

はい、吉原委員。

◎吉原 経夫委員

まず今のところですが、道路維持費ですが、今年度片側はやれないと。来年度つけ加えていくということで、ただ優先順位って、町はつけて国に申請するんですか。優先順位つけてないと、どれを採用するか国次第になるんで。そこら辺はどうでしょうか。

◎建設部雨水対策監兼都市整備課長 済田 茂夫

この道路ストック修繕事業につきまして優先順位につきましては町のほうで決めておりますんで、町のほうでその点検業務やった時に悪いところを順番にやっていくということになりますんでよろしくお願いいたします。

◎吉原 経夫委員

だから、国としては総額で内容を出す、どこの場所ではなくて総額で出すわけで、総額でもらったときに町として優先的なのをやっていって、優先に外れたのはその次の年度に回していくという考えでいいでしょうか。

◎建設部雨水対策監兼都市整備課長 済田 茂夫

はい、委員おっしゃるとおりあくまでも申請は路線で一応するんですけど、つかなかったものにつきましては、順番に次の年で回していくような感じになりますのでよろしくお願いいたします。

◎吉原 経夫委員

国としては総額で見るとじゃなくて内容的に見てるんだったら、例えば今回片側やれなかって来年に回して、そこがまた駄目で違うところにお金がついたらずっと先送りになるわけですか。

◎建設部雨水対策監兼都市整備課長 済田 茂夫

一応総額でいきますんで、はい。その中で路線のほうも決めておりますんで、それによって位置がずれることもあるということになります。

◎吉原 経夫委員

とにかく国として総額で見てそこが幾らだからそれでもらった範囲で、町のほうで優先につけてやっていくということでなら納得できます。

あと25ページですが、消防施設費で今回一般財源で出してあるんですが、これは補助金、国などの予定はないですか。

◎防災危機管理課長 山田 繁樹

国の補助金等はありませんので、一般財源であります。以上です。

◎総務建設分科会委員長 三輪 明広

他にありますか。

◎若山 照洋委員

同じく26ページ、これ当初予算でなく、なぜ補正予算なんですか。

◎防災危機管理課長 山田 繁樹

地元からの要望というのが、本来当初予算組む際に9月から10月にかけて要望をとるんですが、その段階では地元の要望が固まっておらず、1月の末に要望が出てきました。よって、今回は地元としては早くやってほしいということもありましたので、補正で要求させていただきました。以上です。

◎総務建設分科会委員長 三輪 明広

他にありますか。

◎若山 照洋委員

急ぎってというのはわかるんですけど、今回このような財源がない中で一般財源を使うことに対してどうなのかなってというのは、ちょっと緊急性があればどうしても取壊してやらなければならないっていうなら分かるんですが、その辺りがちょっと疑問に思っています。

あとサイレンつきというのが、昨年度、毎年秋にサイレン鳴らしますよね。あれは昨年からやってないんですよね。このサイレンが必要なのか。たまたま、昨年だけサイレンを鳴らさなかったのか、今後サイレン自体を使わないのか。その辺りをちょっとお聞かせください。

◎総務部長 大西 英樹

まず予算の組み方なんですけれども、地域の地区総代様にはいろんな補助金を交付させていただいておるんですが、定例的なものについては前年度のうちに予算要望照会かけて、例えば消火器とかいろんなもの、消火器は今町でやっていますけど、そういったものは要望を受け付けて取りまとめて当初予算に上げます。ただ今のような消防設備のハードもの、それからあとは地区集会場の改修とか建て替えとかこういうケースについては、例年総代会の場においては、地元負担もあるもんですから急にこうやりたいとかいう話が出てくるわけですね。これについては議会の議決も必要なので早めにお話をいただいて、お話をいただいてから予算計上するというような、ずっとこう説明をしてきておるもんですから、その流れで総代様から御要望があったというふうに思っております。これは本来当初予算できちっと予算を上げようということであれば、それこそ半年ぐらい前ですね、もう1年半前からお話をいただいてやっていかなきゃいけないというところになってくるんだと思いますけども、どちらかがいいかはちょっと地元と話をしながら、例えば当初予算の時期に間に合うような要望でもいいよということであれば対応はできるかと思うんですが、どうしても、今回防火水槽なんかをちょっと破損して

いるというようなところもありますので、場合によっては補正で対応させていただくようなこともあるのかなという認識しております。サイレンは担当課長が説明します。

◎防災危機管理課長 山田 繁樹

サイレンにつきまして昨年から実施を取りやめております。今後もサイレンについてはやっていかない予定で考えております。今回要望が出たタイミングでは、サイレンの話、どうしていくかというものはっきり決めていませんでしたので、こういったサイレンつきのものを要望していただきました。そういったこともありましたので、サイレンなくてもいいんじゃないかということも課内でも検討しました。今後、地元との調整にはなりますが、サイレンつきじゃないものをつくっていくというのも視野に入れております。現状サイレンについては、国のほうでも付けなければいけないという書き方はしてございません。サイレンの手法、鳴らし方の細かいことについては規定があるんですが、つけなければいけないという規定ではないので、地元がどうしても使いたいということがあればいかなですけど、多分そこは打合せしてきますので詰めてからさせていただきたいと考えています。以上です。

◎総務建設分科会委員長 三輪 明広

他にありますか。

◎若山 照洋委員

大治町内にあと火の見やぐらっていうのは何棟っていうかな、あるんですか。

◎防災危機管理課長 山田 繁樹

火の見やぐらにつきましては、箇所数で言いますと2カ所。場所でいいますと花常と東條と今回撤去する堀之内。そうですねあと八ツ屋が以前ちょっと半分だけ切った経緯がございますので、一部残っておるっていう形になります。以上です。

◎総務建設分科会委員長 三輪 明広

他にありますか。

はい、吉原委員。

◎吉原 経夫委員

25ページ26ページですが、さっき補助金なしって言われたんですがこれは、当初じゃないから補助金が申請できないのか、もともとこの、消防施設整備費には補助金がつかないのか。当初でやっていけば補助金がつくんじゃないかなと思うんですが、これはどうでしょう。

◎防災危機管理課長 山田 繁樹

このような施設に対しての補助金というのは国でもございませんで、全て町の補助金という形になります。以上です。

◎総務建設分科会委員長 三輪 明広

他にありますか。

〔「なし」の声あり〕

◎総務建設分科会委員長 三輪 明広

ないようですので、これで質疑を終わります。

日程第2、議案第42号大治町土地開発基金条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

議場で提案説明がありましたので、直ちに質疑に入ります。

質疑のある方どうぞ。

鈴木委員。

◎鈴木 康友委員

議場でも質問がございましたけれども、「町長は財政上必要があると認めるときは」ということで追記がありますが、こちらについて明確な数値だったりとか事態についてもう少し御説明をいただけるとありがたいですがよろしくお願いします。

◎財政課長 富田 伸司

今回「財政上必要があると認めるとき」の処分可能とするための改正を目的としているわけですが、特に、その都度、例えば今後6年度の決算が出てその都度基金が必要になったら処分させていただくということで、今の時点で具体的にというものは特に決まっておきませんのでよろしくお願いします。

◎総務建設分科会委員長 三輪 明広

他にありますか。

◎鈴木 康友委員

ということは、今、決算報告上を見て何の数値において、財政上必要が出てくるのかってというのがいまいち分からないんです。公債比率なのか、それとも財政調整基金額なのか。なのでその辺りの何が財政上必要になるのかってというのが分からないので、その辺りをもう少し説明いただきたいのと、委員会なんでそれでお願いします。

◎財政課長 富田 伸司

はい、何が必要なのか。何をもって必要なのかっていう御質問ですが、こちら財政調整基金が必要、今この前の議会でも行財政改革ということでお話しさせていただいたんですけども、財政調整基金が減ってきているというところで必要になった場合処分させていただくというものでございます。

◎鈴木 康友委員

では予算計上での確認なんですけれども、そちらについては財政調整基金等の金額というのは分かったんですが、この土地開発基金から、直接その別基金に移したりするのか、それともあくまで用途が決まってきたものの例えば何々の扶助費だったりとか、いろんなものの目的に対してこれを直接的に使用していくのかどういう考え方をお持ちです

か。

◎財政課長 富田 伸司

特に目的というものではございません。地方自治法上でもこちら定額運用基金になりますけども、特に処分の目的について、法律上何に使っても問題ないというふうに地方自治法241条ですけどもそうっておりますので、あくまで必要になったとき必要な分だけ処分させていただくということでございます。

◎総務部長 大西 英樹

この基金を廃止するか、このまま今回のような改正にするか、というふうの一つ悩んだところがありますけども、都市計画道路事業とかいったものもまだ課題としては残っておりますので、土地の先買いということもあるのだろうということで、開発基金を廃止まではできんだろうというちょっと判断をしました。じゃあ何に使うかというところですよね。そこは考え方としてはなるべく使いたくないってのは本音です。例えば今、扶助費とかお話が出ましたが、本町は質疑でもお話ししましたように、他の会計、基金がございます。目的基金がありますので、その目的基金に沿った形のものはやっぱりそっちを先に優先して使うでしょうと。じゃあ土地開発基金どういうときに使うかという、歳出削減いろいろ歳入の確保をいろいろやった上でも、不足する費用それから財政調整基金もないというようなときに財政調整基金を補うような形で土地開発基金を使わさしていただきたいというようなことができる、今はできないので条例上は、できるようにしておきたいなという思いです。これを使ってどんどんこうやっていくんだというふうにはちょっと今のところは考えておりませんので、今回の改正の趣旨はそういった内容です。以上です。

◎総務建設分科会委員長 三輪 明広

他にありますか。

◎鈴木 康友委員

これを伺っているのは予算上我々分からなくなるんですよ。財政調整基金に例えば今回のこの土地開発基金から1億円財政調整基金に移しましたよと。一度移されてしまったその1億円については、財政調整基金からこれからその1億円がどこに何に使われたかっていうのは、一度入れたものについて我々はもう追いようがなくなるわけですよ。なので、白紙手形なっちゃうわけです。だから今回伺ったんですよ。予算計上上、確実に何々に流用するっていう目的ごとにその基金が使われたというものが我々は追えるのか、それとももう移してしまったらもうそのまんまね、一つの財布の中に入っちゃったから、色がついてないんで分かりませんよっていうことになるのかっていうことを今ずっと伺っていたわけです。なので、もし今の考え方だと基金から財政調整基金の中に1億円移しましたという話になるかもしれないんですよ。今度の決算のときに。そのあと予算計上の際にこの1億円にもう色がつかなくなってるんですけど、例えば財政調整基

金から何かに5000万使いましたというときに、この5000万円は本来基金だったよっていうふうにうたってもらえるのかどうかっていうものが一度確認したいんですよね。

◎総務部長 大西 英樹

色がつくものではございません。目的基金ではないので。あくまでも財政調整基金と同じような運用の仕方になると思います。ただ先ほども述べましたが、土地開発基金を廃止までには考えてないもんですから、ある程度ここにお金を入れておく必要があるだろうと現段階では思っておりますので、仮に、仮の話ではいかんですけども、1億を入れたんであればどっかで余剰が出てきたときには1億戻していききたいなどは考えております。これは残高というのはきちっと財政当局で把握はしておりますので、過去にはちょっと把握はできてない部分を、過去調べてみますと分かりません、分からないところもあるんですが、これからきちっと土地以外で使うということであれば、そこら辺の出し入れの経理はきちっと記録をとっていききたいと思っております。こういった形で臨時的な補填だというふうには考えてはいきたいとは思っています。これが戻さないということであれば、そもそもこの土地開発基金の存在意義ということがあると思います。そういったことが今後出てくれば廃止ということも視野に入れて検討するべきではないかと現時点では私はそう考えております。

◎総務建設分科会委員長 三輪 明広

他にありますか。

◎鈴木 康友委員。

では今の話を済みません、自分も確認なんですけどまとめさせていただくと、今の段階では決算だったりと何かの財政上の確認をした上で必要な金額を土地開発基金のほうから何かの多分財政調整基金だと思うんですけど、のほうに移していくと。そちらについては、1億円なら、5000万円なら5000万円移しましたよと。その5000万円については我々ではもう財政調整基金に入った以上何に使われたか分からなくなるけれども、一応それを控えておいて、残った部分については戻すことを検討されているっていう話でよかったですか。

◎総務部長 大西 英樹

この基金条例のですね、ちょっと暫時休憩。

◎総務建設分科会委員長 三輪 明広

暫時休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時47分 休憩

午前10時47分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

◎総務建設分科会委員長 三輪 明広



休憩前に引き続き会議を開きます。

はい、総務部長。

◎総務部長 大西 英樹

済みません。ありがとうございます。今回改正内容、改正後の処分のところにありますように、これ処分するときには土地特会、土地取得特別会計予算できちっと予算を組ませていただきます。そこに基金から土地特会に繰り入れて、今度、歳出のところで今度は一般会計に入れると。一般会計繰り出しと土地特会上は一般会計繰り出しと。一般会計上は他会計からの繰り入れと。そういうような予算措置になるというふうに思っておりますので、今委員がおっしゃるような土地開発基金から直接財調の基金に行くとそういう今会計処理は想定はしておりません。以上です。

◎総務建設分科会委員長 三輪 明広

他にありますか。

◎鈴木 康友委員

基金から基金っていう形ではなくて、そのまま繰入金という形で大治町の歳入のほうに記載がされていくということなんですけども、その繰り入れをした後に、繰入金っていうものについては今後そこで補正予算とか次の時点で組んでいくときには、どこか一般財源としか表しされないわけですよ。つまりどこから入ったお金なのかな色がついてないわけですよ。そこについて我々が追うルートっていうか説明はあるのかっていうところ、お願いします。

◎総務部長 大西 英樹

説明はできるかと思うんですが、これ財政調整基金から繰り入れた場合と一緒にすけれども、どこにどのお金が当たっているかっていうのは、一般財源化しておりますので、これは出てきません。ただ、土地特会を使うというときに土地開発基金を使うというときには、やはりこの経費に充てるというような説明はするべきだろうとは思っています。意味もなくやっぱり充てるというのは、特例的な意味だというふうに認識しておりますので、1円まで説明できるかどうか分かりませんがこういった経費に充てていくんだというふうな説明は、当然必要だろうと思ってます。

◎総務建設分科会委員長 三輪 明広

他にありますか。

◎鈴木 康友委員。

ではあくまで臨時的な扱いの運用ではある。そしてその他特会の基金の扱いのように入れ戻しということも、柔軟に考えていくということでよろしかったでしょうか。確認になりますか。

◎総務部長 大西 英樹

その考えでいいと思います。ただやはり行財政改革というのは長いスパンで見えていき

ますので、この年に繰り入れたけども翌年返せるかと、そういうところはお約束はなかなか難しいですけども、そういう努力は必要だろうと思っています。

◎総務建設分科会委員長 三輪 明広

他にありますか。

◎吉原 経夫委員

財政当局の説明だと当初予算を組むときにやっぱり足りなければ、財源が足りなければ土地開発基金から土地特会に入れて、そこから一般会計に入れていくという手法だと。だから当初予算やるときにも考えているということですが、本来であれば当初予算は入れないで土地開発基金のお金を入れなくて組んで、足りなくなれば繰り替え運用などして、最終的にそんでも足りなければ3月、年度の最後の3月に私は処分すべきだと思うんですが。当初予算を組むときから処分というのだったら、それはちょっと違うんじゃないかなと。どうしても足りない。繰り替え運用とかやった上で足りない。最後に足りないときにこういう理由で足りないんですよといって3月に処分すれば、結局しっかりと説明もできるし、当初予算では説明は詳しくできないと思うんですが、どうでしょうか。

◎総務建設分科会委員長 三輪 明広

暫時休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時52分 休憩

午前10時54分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

◎総務建設分科会委員長 三輪 明広

休憩前に引き続き会議を開きます。

他にありますか。

◎吉原 経夫委員

ならですね、当初予算組むときに1億円、何をきちっとね。まとまった金額で処分すると思うんですが、3月に確定したときにやっぱりそれは1年ごと返していくべきであると、それでまた来年度予算で幾ら処分する。きちっと毎年毎年、やっぱりこれだけ使ったという分だけ使って、残りは返す3月。その次の年に必要なのはまた何億か幾らかでやっていく。そっちのほうで、毎年3月できちっと何に使ったか報告できるし、これだけ使ってこれだけ余ったから返しますと、そっちの運用のほうそっちの処分の仕方のほうがより適切じゃないかと思うんですが、もう財政的に財政危機が終わってから返していくんじゃないかと、毎年例えば当初で1億入れましたとただ9500万しか使わなかったから500万、3月で返しました。ただ次の年度でまた5000万必要だ5000万の処分をしないと、毎年毎年きちっと年度ごとに大体やっていけば、それ3月できなければ決算の9月

の決算でもいいですが、きちっと1年ごとやってね、処分した額で使ったものを使ってないもの明らかにして、そうすればはっきりすると思うんですがそこら辺の考えは。

◎総務部長 大西 英樹

委員のおっしゃる理屈は十分理解しますが、会計処理上それできません。と申し上げますのは、財調もそうですけど令和6年度は予算上は10億ぐらい確か繰り入れの予算しました。実際には9億しか入れていません。1億返すっていう感覚じゃないです。10億一旦入れるわけじゃないので、必要な分しか入れないんですね。9億。それでも例えば歳出が、例えば不用額出て実際には繰越金が出るといったときに、9億繰り入れたものを戻すという処理ができないんです。これは会計処理上できない。僕らしっかり調べているんで、歳入ですから繰り入れ歳入したものを、歳入したものを元に戻すなんてことはできないんです。年度末ということは、我々が戻すということは、積み立てし直さなきゃいけない。歳出予算組まなきゃいけない。それはできないですよ。ということです。

先ほどの点もそうですけども、会計処理上できないこともありますので、本当にそれは十分説明させていただきますので、その内容をよく御理解いただいて御質問いただくと我々の答弁がしやすいので、よろしくお願いします。

◎吉原 経夫委員

戻すという言い方悪いんだけど、例えば1億処分して9500万しか使わなかったら500万戻すということじゃなくて、再度、積み立てをするということが出来るはずで、それを、決算のときの9月に補正予算組んでやるか、もっと後の3月の予算のときにやっていくかは別として、もう1回処分したらもう処分でおしまいなんですか。土地開発基金処分しちゃったその分に関して。

◎総務建設分科会委員長 三輪 明広

暫時休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時58分 休憩

午前11時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

◎総務建設分科会委員長 三輪 明広

休憩前に引き続き会議を開きます。

他にありますか。

〔「なし」の声あり〕

◎総務建設分科会委員長 三輪 明広

ないようですので、これで質疑を終わります。

以上で本日の日程は全て終了しました。

これで予算決算常任委員会総務建設分科会を閉会いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時00分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

総務建設分科会委員長 三輪 明広